

竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(竹田都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	竹田
----	-----	---------	----

目 次

1 都市計画の目標

- 1) 竹田都市計画区域の特性 ······ P 1
  - 2) 都市づくりの課題 ······ P 3
  - 3) 基本理念 ······ P 3
  - 4) 都市計画区域の範囲、規模 ······ P 3
  - 5) 目標年次 ······ P 3
- ◆都市づくり概念図

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1) 判断基準 ······ P 4
- 2) 区域区分の有無 ······ P 4

3 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 5
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 7
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 10
- 4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ······ P 10

4 都市計画の相互支援と管理

- 1) 役割分担と相互支援 ······ P 12
- 2) 計画の管理と継続的改善 ······ P 13

◆付図

## 1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」           | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」       | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」            | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」    | 【地域主体】 |

### 1) 竹田都市計画区域の特性

竹田市、豊後大野市から構成される「豊後大野竹田連携都市圏」は、大野川とほぼ並行に走る国道502号と現在整備中である中九州横断道路を都市間交流軸として、大分市、日田玖珠、県南、熊本、延岡方面へ連絡する幹線道路を有し、市街地を大野川流域の広大な田園景観などで取り囲み、その周囲を阿蘇くじゅう国立公園や祖母傾国定公園及び祖母傾県立自然公園の山地・高原の自然地が取り囲んでいる。その中で竹田市は、歴史的文化遺産の活用や阿蘇山・久住高原・長湯温泉などと連携したレクリエーション拠点として中心的・先導的役割を果たすとともに、生活環境が充実した自然・文化が息づく観光・生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、九州のほぼ中央、大分県の南西部に位置し、県都大分市まで約50km、熊本市までは70kmの位置にあり、周囲を祖母傾連山、阿蘇外輪山及びくじゅう連山に囲まれた盆地に市街地が拡がっている。この市街地は、江戸時代には岡藩7万石の城下町として栄え、古くから奥豊後の政治・文化・商業・交通の拠点として発展し、岡城跡とともに中心部には今なお旧藩時代の城下町の面影を残し、当時の町割りの中に歴史的建造物が点在している。

また、周囲を山々に囲まれていることから豊かな自然環境に恵まれ、市内には多くの湧水群があり、「名水百選」の一つに選ばれるなど名水の郷として知られている。

このように、市内に歴史や豊かな自然などの観光資源を有すること、さらには周辺に阿蘇やくじゅうなど知名度の高い観光地を控えていることから、今後、道路網の整備により中九州地域における交通結節点としての潜在力が高まり、観光都市としての飛躍が期待される都市である。

【竹田の景観】



—岡城跡—



—日本名水百選の竹田湧水群—

## 2) 都市づくりの課題

道路は、主として国道 57 号、国道 442 号及び国道 502 号により都市の骨格を形成し、これらの道路が本都市計画区域の中心部から放射状に延び周辺都市を結ぶ役割を果たしている。また、大分県と熊本県を結ぶ中九州横断道路の整備が進められており、高速交通時代に対応したアクセス道路の整備が必要である。

旧城下町の市街地中心部は、居住環境整備の遅れ、商業機能低下などの課題を抱え人口減少が続いている、都市基盤の充実、歴史的まちなみの整備などによる求心力の向上が必要である。また、郊外部に散在する集落や農地からなる用途地域外の白地地域においては、適切な規制と誘導による都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図り、居住環境と豊かな田園環境の維持を図る必要がある。

さらに、岡城跡をはじめとする歴史資源や良好な水辺空間を有する河川など豊かな自然環境下にあり、今後ともこの環境を維持・保全・活用することが必要である。

## 3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、存在する多くの歴史的文化遺産を活用した観光機能のさらなる強化を図り、阿蘇やくじゅうなどとの連携を考慮した観光・レクリエーション拠点として中心的役割を果たす観光都市の形成を目指す。このため、周辺の良好な自然環境などは、大規模な開発を抑制し、田園環境、自然環境を保全・育成するとともに、自然体験・学習の場の形成を図る。また、貴重な地域資源であり、日本名水百選の竹田湧水群や清涼な河川については、これらを保全するとともに観光資源などとして活用する。

竹田地区や玉来地区などの周辺では、既存ストックを有効に活用して、複合的な都市機能の集積を進め、住民の豊かで利便性の高い生活を創造できる中心拠点地区としての形成を図る。特に、竹田地区は、城下町風情のある商業振興を図り、まちなみ景観にあわせ、観光と連携の取れた本都市計画区域の「顔」の形成を目指す。

## 4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
竹田都市計画区域	竹田市	行政区域の一部	1,754ha

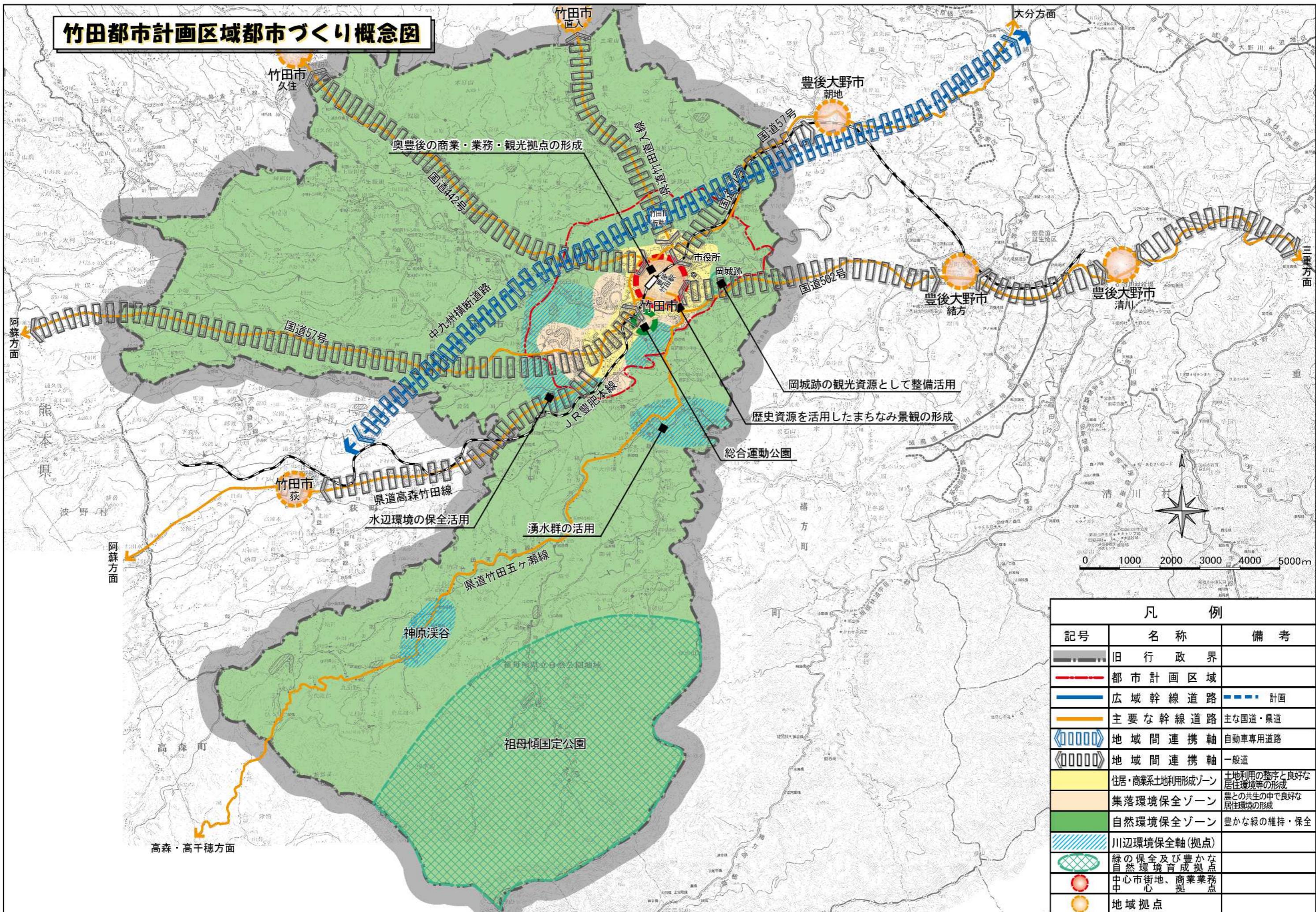
## 5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年

## 竹田都市計画区域都市づくり概念図



凡例		
記号	名称	備考
■	旧行政界	
---	都市計画区域	
—	広域幹線道路	計画
—	主要な幹線道路	主な国道・県道
□□□□	地域間連携軸	自動車専用道路
□□□□	地域間連携軸	一般道
■	住・商業系土地利用形成ゾーン	土地利用の整序と良好な居住環境等の形成
■	集落環境保全ゾーン	農との共生の中で良好な居住環境の形成
■	自然環境保全ゾーン	豊かな緑の維持・保全
■	川辺環境保全軸(拠点)	
○	緑の保全及び豊かな自然環境育成拠点	
●	中心市街地・商業業務中心	
●	地域拠点	

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化の傾向はないものの、都市の求心力はやや強い。しかしながら、用途地域内への計画的な人口誘導に努めていることや急峻な山地に囲まれ利用可能な用途地域外（白地地域）が少ないとことなどから無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### ア 商業、業務地

本都市計画区域及び周辺都市の商業拠点形成のため、中心市街地である竹田地区及び玉来地区に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にしながら、商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。

このうち竹田地区は、広域商圏を担う中心商業地として発展してきたが、モータリゼーションの進展などによる社会的な要因や都市基盤・商業基盤整備の遅れなどから衰退と空洞化が進みつつある。しかし、本地区は歴史資源や観光資源を豊富に有しており、この立地特性を活かし、回遊性、利便性の高い商業・業務地の形成を図る。

一方、玉来地区は、これまで郊外型商業集積地として順調な発展を遂げてきたが、土地が狭隘であることや今後の高速交通体系整備などにより消費活動の広域化が予想され、駐車場や周辺の交通への影響、景観などに十分配慮し、多様な消費者ニーズに対応できる商業地の形成を図る。

七里地区は、今後とも、行政管理中枢機能の有する官公庁施設として、その維持に努める。



—歴史資源を活かしたまちなみ形成のイメージ—

## イ 工業地

国道57号沿道などに工業地を配置し、既存産業の支援と新たな企業の誘致を図る。また、周辺との調和に留意して、工業地としての機能の充実に努めるとともに、地域の自然環境や生活環境との調和を考慮して、緑地の確保などにより環境保全に努める。

## ウ 住宅地

本都市計画区域では、人口の過半が用途地域内に居住するものの、近年、用途地域内人口が減少傾向にある一方、用途地域外の人口が増加傾向にある。

今後、無秩序な市街化が進まないよう商業地や幹線道路周辺に住宅地を配置し、都市基盤の充実や居住環境の整備により用途地域内での人口の確保に努める。このうち、商業地周辺などでは居住環境の整備により、その立地特性を活かした生活利便性の高い住宅地の形成を目指し、まちなかへの定住促進を図る。また、計画的に開発された七里地区の住宅地などでは地区計画などにより、その環境の維持と良好な住宅地の形成に努める。

## ② 土地利用の方針

### ア 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅地のうち、計画的に開発された七里地区においては、早期の住宅建設の促進を図るとともに、地区計画、建築協定によって今後とも良好なまちなみが維持されるよう努める。また、農地や未利用地が多く介在し、都市基盤の不十分な周辺部の住宅地については、農林漁業との調和を図った上で必要に応じて土地区画整理事業などの導入を検討し、計画的に良好な居住環境の維持・形成を図る。

### イ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりとうるおいのある場所を与えるとともに、地球温暖化の防止や自然環境の保全、健康の維持増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。また、岡城跡周辺や市街地を取り囲む丘陵地の緑など良好な自然環境が残る地域の保全に努める。

### ウ 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地周辺の農地については、優良な農地の保全に努めるものとし、特にまとまった広がりをもつ吉田地区、飛田川地区の農地の保全に努める。

### エ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るため、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づく

りの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

#### **オ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

本都市計画区域中央を流れる稻葉川については、稻葉川やすらぎ公園などが整備され、河川の活用が行われていることから、今後とも親水空間としての水辺環境の保全に努める。また、史跡岡城跡は段階的な保存整備が進められており、今後とも歴史的文化遺産及び周辺の環境整備を図る。

#### **カ 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針**

無秩序な市街化の傾向が一部に見られるが、今後、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な土地利用規制を行う。

#### **ク 大規模集客施設<sup>\*1</sup>の立地誘導方針**

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（\*1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

### **2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**

#### **① 交通施設の都市計画の決定の方針**

##### **a 基本方針**

#### **ア 交通体系の整備方針**

本都市計画区域の主要な交通体系として、国道57号、国道442号、国道502号、県道竹田五ヶ瀬線、県道竹田直入線及び豊肥本線からなる陸上交通が配置されている。このうち主要な幹線道路は、本都市計画区域の中央部で交差し、ここを中心に放射状の道路網を形成している。

今後も奥豊後の中核都市として周辺都市との結びつきが強まることや観光、交流の活発化などにより交流人口の増加も予想されることから、区域内の幹線道路の整備により円滑な自動車交通の確保を図る。また、整備が進んでいる中九州横断道路へアクセスする道路網の整備も図る。

中心市街地においては、商店街の道路幅員が狭く歩道もないため、歩行者の安全性や観光バスの乗り入れ上の課題を抱えている。このため、「竹田らしい」城下町の機能を守るとともに、これらをまちづくりに活かしていくため、地域住民や経営者と合意形成を図りながら歩行者にやさしい道づくりを検討する。

また、既存の公共交通ネットワークの有効活用とあわせて、コミュニティバスなど地域

の実情に応じた移動ネットワークの形成を進める。

さらに、住宅市街地における幹線道路などについては、ゆとりある防災空間の確保、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は平成21年度末現在69.0%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、また、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。さらに、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

#### б 主要な施設の配置の方針

##### ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	中九州横断道路を広域幹線道路として位置づけ、本都市計画区域の北部に配置する。
主要幹線道路	本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外とのアクセス性を高める主要幹線道路として、次の道路を配置する。 国道502号バイパス（都市計画道路3・4・5天神滑瀬線） 県道竹田五ヶ瀬線（都市計画道路3・5・4竹田駅前山手線）
都市幹線道路	主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路を配置する。 都市計画道路3・4・1登城線 都市計画道路3・4・2竹田玉来線 都市計画道路3・4・3竹田駅前平線 都市計画道路3・5・7玉来吉田線 都市計画道路3・5・8下木鏡線 都市計画道路3・6・9竹田駅前笹無田線

##### イ 鉄道

本都市計画区域には、豊後竹田駅、玉来駅が存在するが、駅前広場などの整備を検討し、地域住民の鉄道利便性の向上を図る。また、豊後竹田駅では、観光都市の玄関口としてふさわしい駅前景観の形成を図る。

#### с 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 别	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・2 竹田玉来線（県道高森竹田線）

**d 長期未着手施設の見直し**

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・4・1 登城線（市道駅前線外1路線）
	都市計画道路 3・4・2 竹田玉来線（県道竹田五ヶ瀬線）

**②下水道及び河川の都市計画の決定の方針**

**a 基本方針**

**ア 下水道及び河川の整備の方針**

下水道のうち汚水については、合併処理浄化槽の普及に努め、名水のまちにふさわしい河川環境と快適な住環境の保全に努める。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。特に、数回の洪水に見舞われた中心部では、家屋の浸水被害の防止を図るとともに、これと併せて河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

**イ 整備水準の目標**

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量 50mmに対応する河道整備を図る。

**b 主要な施設配置の方針**

住民の生命財産を浸水などの災害から守るとともに、住民の憩いとやすらぎの場を確保するため、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

**c 主要な施設の整備目標**

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする主要な河川は次のとおりである。

種 別	名 称
河 川	矢倉川

**③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針**

**a 基本方針**

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### a 主要な市街地開発事業の決定の方針

未利用地が介在し、都市基盤の不十分な地区については、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

本都市計画区域は、岡城跡をはじめ歴史資産も多く豊かな自然環境下にある。今後も、歴史的まちなみの保存や、稲葉川周辺の水辺空間の保全、親水性を考慮した整備を行いながら、この自然の豊かさを失うことなくさらに優れた魅力的なものとして次なる世代に引き継いでいく。また、住民の憩いと交流の場となる都市公園の整備や拡充、まちなみゆとりとうるおいをもたらす緑の保全と新たな緑の創出に努める。

#### b 主要な緑地の配置方針

##### ア 環境保全系統

本都市計画区域を取り囲み、祖母傾連山、阿蘇外輪山及びくじゅう連山祖母傾県立自然公園に連なる丘陵地については、自然との共生、環境への負荷の軽減の観点から自然環境の保全に努める。また、稲葉川をはじめとする河川については、生態系保全、環境への負荷の軽減の観点から保全に努める。

##### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、これらを市街地内や住宅地の周辺などに体系的に配置する。また、住民多様なニーズに応えるため、親水公園など都市的公園の整備をめざすほか、総合運動公園の整備を推進する。

##### ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している稲葉川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地に隣接する河川沿いの農地は食料供給基盤であるとともに、災害時の避難場所や洪水調節機能も担っており積極的に保全する。さらに区域内都市公園について、災害時避難地としての活用を検討する。

##### エ 景観構成系統

市街地を取り囲む山々は、本都市計画区域の景観を形成する重要な要素となっており、これらに連なる山林と丘陵地景観の保全に努める。また、市街地内の主要な道路を中心に街路樹などによる緑化を推進し、緑豊かな都市景観の形成に努める。

○ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 21 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園は、運動公園 1箇所 17.4ha で、このうち 12.0ha が供用開始しており面積ベースでの整備率は 69.1% である。

都市施設としての主要な公園・緑地は、今後とも目標年次に向けて整備を図る。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

貴重な樹林地である中心市街地西側の寺町の社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討しその永続性を図る。また、本都市計画区域を取り囲む丘陵地については、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

## 4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって  
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル  
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積  
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて  
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援  
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市  
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり  
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、  
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす  
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、  
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな  
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

